別紙 自立援助ホーム運営指針に基づく基準

着眼点		最低基準(厚生労働省令)をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を 示しています。		
根拠法令等		着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。		
指導監査基準		着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。		
区	分	不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、 以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。		
[6]	是正の報告を 要する事項 (重要事項)	 ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書(是正報告書)の報告を求めます。 		
[B]	改善の報告を 要する事項	 ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書(改善報告書)の報告を求めます。 		
【A】	指導・助言する 事項	・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) ※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、 次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)。		

^{*} 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1~2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等

省略標記	正式名称	公布年月日
自立援助ホーム運営指針	自立援助ホーム運営指針 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	平成27年4月17日

別紙 自立援助ホーム運営指針に基づく基準						
項目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分		
1 基本方針及び組織						
(1) 福祉サービスの基本的理念	運営理念と基本方針を明文化しているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部7(1)	運営理念と基本方針を明文化していないため是正すること	С		
	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定しているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部7(2)	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定していないため是正すること	С		
	中・長期計画を踏まえた単年度計画を策定し、職員同士で共有化を図っているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部7(2)	中・長期計画を踏まえた単年度計画を策定し、職員同士で共有化を図っていない	С		
	利用者間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止しているか		利用者間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止していないため、是正すること	С		
	不適切なかかわりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っているか		不適切なかかわりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っていないため、是正すること	С		
	利用者が自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設けているか		利用者が自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設けてないため、是正すること	С		
(5)虐待の防止	就業規則等の規程に体罰などの禁止、守秘義務について明記するなど、虐待防止の取組が行われているか	·自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部3(6)	就業規則等の規程に体罰などの禁止、守秘義務について明記するなど、虐待 防止の取組が行われていないため、是正すること	С		
	体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や学習会を行い、体罰を伴わない援助技術を職員に習得させているか	日立该明小 本座台出到另上即5 (0)	体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や学習会を行い、体罰を伴 わない援助技術を職員に習得させていないため、是正すること	С		
	施設内の基本的な支援のあり方を常に振り返る努力や体罰や利用者の人格を辱めるような行為へと発展 していかないように十分な振り返りを行っているか		施設内の基本的な支援のあり方を常に振り返る努力や体罰や利用者の人格を 辱めるような行為へと発展していかないように十分な振り返りを行ってない ため、是正すること	С		
	虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応しているか		虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応していないため、是正すること	С		
	虐待を受けたと思われる利用者を発見した職員等は、適正に通告しているかまた、通告したことにより、解雇その他不利益な取扱いを受けていないか		虐待を受けたと思われる利用者を発見した職員等は、適正に通告しているかまた、通告したことにより、解雇その他不利益な取扱いを受けていないため、是正すること	С		
(7) 苦情解決	利用者が意見や思いを述べやすい環境としているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部3(5)	利用者が意見や思いを述べやすい環境としていないため、是正すること	С		
	中長期計画の内容を事業計画を作成しているか		事業計画を作成していないため是正すること	С		
(12)事業計画	事業計画の策定と実施状況の評価・見直しを組織として行い、職員が理解しているか	 児童福祉法施行規則第36条の21 	事業計画の策定と実施状況の評価・見直しを組織として行い、職員が理解していないため改善すること	В		
	事業計画は、職員や関係者に周知しているか		事業計画は、職員や関係者に周知していないため改善すること	В		
(19) 権利擁護	入居者に対する安心・安全の保障、主体性の尊重、支援の継続、地域社会への働きかけといった「倫理 網領」に沿った施設運営を行っているか 【参考】倫理網領 全国自立援助ホーム協議会として、日々の実践が権利擁護の視点に貫かれ、入居者の最善の利益につ ながる支援が重要と考え、「倫理網領」を作成している 「倫理網領」のキーワードは、「生命の尊厳」「人権の擁護」「安心、安全の保障」「主体性・自 己決定の尊重」「誌明責任と傾聴」「プライバシーの保護」「支援の継続」「職員間の連携」「地域社 会への働きかけ」「関係機関との連携・協働」「援助内容の振り返り」「専門性の向上」である	自立援助ホーム運営指針第I部3(I)	入居者に対する安心・安全の保障、主体性の尊重、支 援の継続、地域社会への働きかけといった「倫理網領」に沿った施設運営を 行っていないため、是正すること	С		
	日常生活の中で語らいの環境を保障し、入居者の意向を汲み取っているか		日常生活の中で語らいの環境を保障し、入居者の意向を汲み取っていないため、是正すること	С		
	入居にあたっては、自己決定を尊重しているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部3(3)	入居にあたっては、自己決定を尊重していないため、是正すること	С		
	入居にあたり、周囲に迷惑をかけないとともに、自立を目標とするため約束事があることを伝え、確認をしているか		入居にあたり、周囲に迷惑をかけないとともに、自立を目標とするため約束 事があることを伝え、確認をしていないため、是正すること	С		

2 就衆規則等の整備							
(11) 職員の採用・労働環境の整 備	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場作りに取り組んでいるか	自立援助ホーム運営指針第 II 部 7 (5)	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい 職場作りに取り組んでいないため改善すること	В			
3 職員配置							
(1)職員配置	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な取組を実施できる体制を作っているか	自立援助ホーム運営指針第 II 部 7 (5)	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な取組を実施できる体制を作っていない	В			
4 職員研修							
職員研修	研修を終了したスタッフは、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有しているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部6	研修を終了したスタッフは、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで 発表し、共有するよう努めること	В			
5 管理者の職務							
	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っているか		管理者が、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っていないため是正すること	С			
	管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部 7 (3)	管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っていないため是正すること	С			
管理者の責務	管理者は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているか	日立汉的小 " A 压占旧到另工即 / (0)	管理者は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮していないため是正すること	С			
	管理者は、経営や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているか		管理者は、経営や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮していないため 是正すること	С			
	地域の実情に応じた災害に対処する計画となっているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部4	地域の実情に応じた災害に対処する計画となっていないため改善すること	В			
6 建物の設備等の管理							
(2) 児童の居室	居室は、4.95㎡の広さが確保されており、プライバシーが保障されているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部1(4)	入居者のプライバシーに配慮していないため、是正すること	С			
8 自立支援計画の状況							
(1)アセスメント及び自立支援計画	入居者について、自立支援計画の策定や実践にあたり、利用者に関する重要な事項を関係職員に周知徹底しているかまた、関係機関及び関係者と十分連携を図っているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部2(1)	新規入居者等に関し必要な情報を関係職員に周知していない	С			
10 日常生活支援等の記録							
	利用者を指導する際に身体的苦痛を与えたり、人格的辱めを加える等必要以上の指導を行っていないか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部3	利用者に対し必要以上の指導(自立を阻害する指導等)を行っている	С			
(1)日常的援助・支援の状況	一人ひとりの入居者の状況に応じ、就労への支援を適切に行っているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部1(1)、(8)	就労支援が不適切である	С			
	一人ひとりの利用者の状況に応じ、就学支援を適切に行っているか	~(11)	就労への支援が不十分である	В			
17 地域との交流及び地域支							
地域との交流及び地域支援	地域の行事や活動に参加するよう努めるとともに、町内会の活動への協力等を行っているか		地域の行事や活動に参加するよう努めるとともに、町 内会の活動への協力等を行っていない	В			
	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っているか	自立援助ホーム運営指針第Ⅱ部5(2)	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っていない	В			
	地域の非行や子育ての相談・助言や市町村の少年育成研修会などの事業に協力しているか地域の関係機 関と連携しながら様々な活動に協力しているか		地域の非行や子育ての相談・助言や市町村の少年育成研修会などの事業に協 力していない地域の関係機関と連携しながら様々な活動に協力していない	В			